

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づく朝霧高原南鳥獣保護区の指定に当たり、次のとおり計画書の縦覧を行うので、同条第4項の規定に基づき公告する。

令和2年5月19日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

朝霧高原南鳥獣保護区

2 区域

県道富士富士宮線と県道清水富士宮線との交点（上井出交差点）を起点とし、同地点から県道富士富士宮線を西北西に進み市道内野44号線との交点に至り、同地点から市道内野44号線を北西に進み新大沢橋まで至り、同地点から猪の窪川に沿い芝川との合流点まで南西に進み、同地点から芝川沿いに西進し横手沢橋に至り、同地点から市道横手沢芝山線を西に進み県道富士富士宮線との交点に至り、同地点から県道富士富士宮線を北に進み市道田貫湖線との交点に至り、同地点から市道田貫湖線を西北西に進み遠原橋に至り、同地点から芝川の右岸沿いを北に進み芝川放水路（発電用）との交点に至り、同地点から芝川放水路を北北西に進み県道富士富士宮線との交点に至り、同地点から市道人穴猪之頭線を東に進み国道139号との交点に至り、同地点から国道139号を北に進み県道清水富士宮線との交点に至り、同地点から県道清水富士宮線を南東に進み県道富士宮鳴沢線との交点に至り、同地点から、県道富士宮鳴沢線を北北東に470メートル進み里道に至り、同地点から里道を南東に700メートル進み市道人穴11号線に至り、同地点から市道人穴11号を西に進み県道清水富士宮線との交点に至り、同地点から県道清水富士宮線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域

3 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 指定区分 集団繁殖地

(2) 指定目的 地域住民より、境界を変更し狩猟に伴う事故の防止を図るよう要望があったため、鳥獣保護区の区域の見直しを行ったところ面積が増が生じた。

5 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局自然保護課及び静岡県富士農林事務所森林整備課

6 縦覧期間

令和2年5月19日から令和2年6月1日まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）